

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成29年6月2日

新潟県知事 米山 隆一

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 ケーズデンキ村上パワフル館
所在地 村上市大字仲間町字菖蒲田261外
設置者 株式会社北越ケーズ

2 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前10時から午後9時

（変更後）午前9時から午後9時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前10時から午後9時

（変更後）午前8時30分から午後9時30分

3 変更年月日

平成29年5月29日

4 変更の理由

開店時刻の繰り上げ等により、地域住民へのサービス向上を図るため。

5 届出年月日

平成29年5月22日

6 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
(なお、村上市商工観光課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

平成29年6月2日から平成29年10月2日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業・地場産業振興課 商業振興係

電話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp